

アクション・プランを実現するための提案 (公共職業安定所)

平成 23 年 3 月 31 日

滋 賀 県

[提案の背景]

本県の1月の有効求人倍率は、0.60倍で、平成20年12月以来の0.6倍台となり、回復傾向にはあるが、未だ、全国平均を下回るなど先行き楽観できる状況にはない。

本県では、「滋賀の未来戦略（基本構想）」に沿って取組を進めることにより、「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指すことを基本方針とし、8つの重点テーマに沿った施策の着実な推進を図ることとしている。

《8つの重点テーマ》

- 〈重点テーマ1〉 子育て・子育て応援
- 〈重点テーマ2〉 **働く場への橋架け**
- 〈重点テーマ3〉 地域を支える医療福祉・在宅看取り
- 〈重点テーマ4〉 低炭素社会実現
- 〈重点テーマ5〉 琵琶湖の再生
- 〈重点テーマ6〉 滋賀の未来成長産業
- 〈重点テーマ7〉 地域の魅力まるごと産業化
- 〈重点テーマ8〉 みんなで命と暮らしを守る安全・安心

重点テーマの1つに掲げる「働く場への橋架け」については、

- ① 働く意欲のある誰もが安定的な雇用の場に参加できるよう、教育の効果を活かした「生涯教育や高等教育と雇用」
- ② 育児や介護などで一旦仕事を離れた女性へ「家族ケアと雇用」
- ③ 仕事を失った人たちに職業訓練などの「失業と雇用」
- ④ 障害などの理由で仕事を得られない人には「困難をかかえた人と雇用」

といった4つの橋を架けるため、雇用政策を体系化するとともに、関連する分野で部局連携を図りながら効果的な取組をすすめ、生活が保障される雇用環境を整えて行くこととしている。

また、こうした取組を進めるためには、県の様々な支援施策をハローワーク機能と一体的に展開することが不可欠であることから、この間、全国知事会や関西広域連合などを通して「**ハローワーク機能の地方移管**」を求めてきたところである。

しかし、今日の大変厳しい雇用情勢の中、特に、本県では「失業と雇用の橋」における若年者と、「家族ケアと雇用の橋」における女性に対する就業支援を早急に充実する必要があることから、平成23年度において、国（滋賀労働局）との連携、協力によりハローワーク機能を含め一体的な支援体制を整備し、若者と女性に対するきめ細かな就労支援をワンストップで一貫して行うこととしていた。

こうした取組の円滑かつ効率的な実施を図るため、今般、ハローワーク機能の移管を前提とした**2つの特区提案**を行い、その取組の検証により、平成26年度を目途とした「**ハローワークの地方への丸ごと移管**」につなげていきたいと考えている。

《特区提案 1》

「(仮称) おうみ若者未来サポートセンター」におけるハローワークとの一体的な運営について

1. 現状と課題

本県の本年3月の高校卒業予定者の1月末現在の就職内定率は86.5%で、また、大学卒業予定者は昨年12月1日現在で68.3%と大変厳しく、未就職卒業者が発生することが懸念される状況となっている。

しかし、1人で複数の内定を得ている者がある一方で、多くの企業に応募しても内定が得られない者があるなどの格差が生じ、また、県内中小企業では、求める人材が確保できない状況があり、さらに、企業が新卒者採用を重視する中で、離職者やフリーター等の就職はさらに困難な状況となっており、求人と求職のミスマッチが発生している状況にある。

そうした中、未就職者にはコミュニケーション能力など社会的基礎力が十分に備わっていない者も多く、若年求職者の状況は様々であるため、支援についても若年求職者の実態に則した支援が求められている。

2. 事業の概要

現在、県内では、「新卒応援ハローワーク」、「ヤングジョブセンター滋賀」(現在、新卒応援ハローワーク併設)、「滋賀県地域若者サポートステーション」や「滋賀の“三方よし”人づくりセンター」などが、若者の就職支援においてそれぞれの役割を担っている。

これらの支援機関のそれぞれの強みを活かし、若者の実情に応じた支援を漏れなくワンストップで提供するとともに、相談から就職まで一貫した支援を行うため、これらの支援機関を一体化した「(仮称) おうみ若者未来サポートセンター (以下「若者未来サポート」という。)」を整備するものである。

3. 一体的運営の内容(別紙資料参照)

(1) 従来からの事業の継続と充実

「若者未来サポート」では、これまで、それぞれの支援機関が担ってきた事業については継続して実施することとしているが、「滋賀県地域若者サポートステーション」については、従来の国の支援に加えて、県単独事業として臨床心理士によるカウンセリングや就労体験、訪問支援や交流サロンの取組を行い、機能の充実を図ることとしている。

(2) 総合コーディネートの実施

「若者未来サポート」には、県職員2名（うち1名は本課兼務）を配置し、各支援機関の連携や調整を行い、ワンストップで、漏れのない、一貫した、効率的な支援の提供を実現する。

(3) 総合受付の設置（窓口の一本化）

「若者未来サポート」には総合受付を設置し、サービス利用ニーズや支援希望の有無を受付時に的確に把握し、ワンストップで支援機関につなぐ。

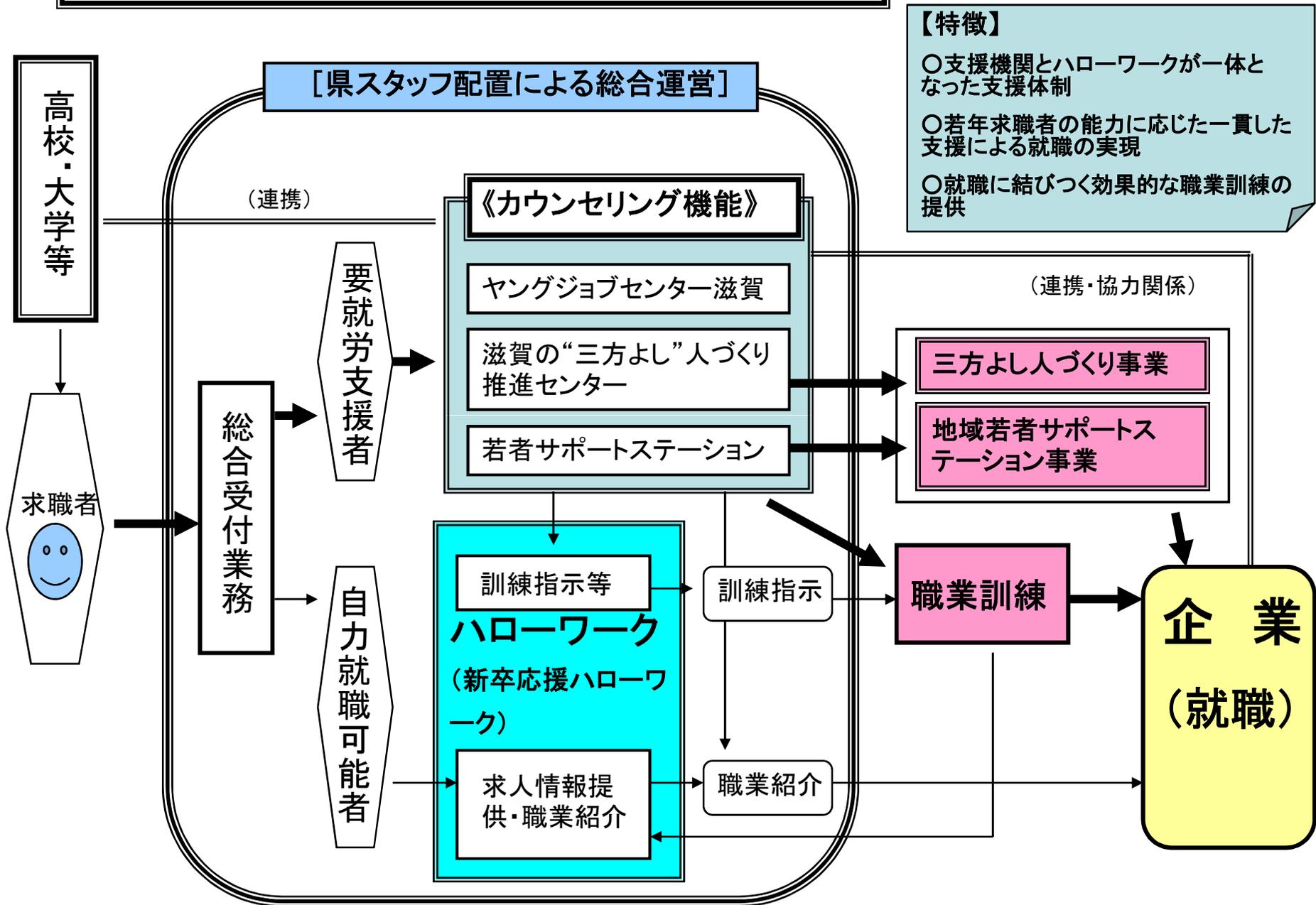
(4) カウンセリング機能の充実

「若者未来サポート」では、必要に応じ、ヤングジョブセンター滋賀の相談員を中心に、支援を求める若年者に対するカウンセリングを行い、各支援機関との協議により個別支援計画を策定し、各支援機関の連携のもとに就職までの一貫した支援を行う。

(5) ハローワーク（新卒応援ハローワーク）との一体的運営

現在、ヤングジョブセンター滋賀に設置されている、**国のハローワーク（新卒応援ハローワーク）の全ての権限を県に移管し**、「若者未来サポート」として、県が設置、運営する若年者就労支援機関等との一体的な運営を行い、職業紹介を含め相談支援から就職までの一貫した支援を県が行うこととする。

(仮称)おうみ若者未来サポートセンター



《特区提案2》

「(仮称) 滋賀マザーズジョブステーション」におけるハローワークとの一体的な運営について

1. 現状と課題

本県では、女性の有業率は、24歳以下では男性と同様に推移しているが、25歳以上で差が大きくなり、30歳代で落ち込みが深くなるいわゆる「M字カーブ」を描いており、結婚、出産、子育て期に仕事を辞める女性が多い状況となっている。

女性の場合、仕事への意欲を持っていても、求職中の託児や仕事をしながらの子育ての不安、あるいは、求人企業の勤務時間や条件などの情報の入手が困難であるため、自分の能力が活かせる企業に就職できるかなど、仕事と子育ての両立に不安や心配を抱えている。

そういった子育て中の女性に対し、そのはじめの一步を応援し、就職活動をスムーズにはじめるための支援をすることが、地域社会で女性の力を活かすためには重要である。

2. 事業の概要

子育て中の女性が就職活動をスムーズにはじめるための支援のしくみとして、

- ① 仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや保育等の情報の提供
- ② 就職活動中の一時保育の実施
- ③ 就労にいたるまでの個別相談や職業紹介

など女性の就労をワンストップで総合的にサポートする「(仮称) 滋賀マザーズジョブステーション（以下「マザーズジョブ」という。）を、ハローワーク機能の設置も含め、滋賀県立男女共同参画センターに整備するものである。

3. 一体的運営の内容(別紙資料参照)

(1) 総合受付の設置(窓口の一本化)

子育て中の女性の「働きたいが、子どもを預ける保育所が見つからない」、「仕事をしたけれど、どう動けばいいのかわからない」、「仕事と子育てを両立したいが、希望にあう就職先はあるのか」など、ニーズや就職に対する不安は様々であることから、総合受付窓口を設置し、ニーズをしっかりと把握したうえで、個々に応じた窓口案内を行う。

(2) マザーズ就労支援相談の設置

「仕事と子育てを両立したい、どんな仕事があるのかかわからない」などといった女性に、就労に関する個別カウンセリングや研修・訓練等の紹介、

保育情報の提供やアドバイスを行う「マザーズ就労支援相談」を設置し、個別の相談にきめ細かく対応する。

特に、保育情報の提供については、市町の協力を得て、提供していくことを考えている。

(3) 「母子家庭等就業・自立支援センター」の設置

「母子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、母子家庭の自立に向けた相談も実施する。

(4) ハローワークとの一体的運営

県下のハローワークに設置されているマザーズサロンやマザーズコーナーの機能を含め、県がハローワーク機能を持つことにより、マザーズ就労支援相談員や母子家庭等就業支援員等と密接な連携のもと、求人情報の提供や職業紹介などをワンストップで行うなど、女性の就労支援を強化する。

(5) 一時保育の実施

県立男女共同参画センター内の託児室を活用し、求職活動中や職業訓練中の一時保育を実施する。

(6) その他の支援の実施

こうした支援のほか、

- ① 「起業したい、コミュニティビジネスを始めたい」という女性に対する、社会的起業に向けての講座の開催や実際にカフェやショップ経営などが実践できるチャレンジショップなどの体験の場を提供する「女性のチャレンジ事業」
- ② 「継続して働きたい、キャリアアップしたい」という方に対する、研修会やロールモデルの育成や働く女性のネットワークづくりなどの支援を行う「キャリアアップ支援事業」

といった、これまで県立男女共同参画センターで実施してきた支援についても引き続き提供する。

(仮称) 滋賀マザーズジョブステーション

設置場所: 県立男女共同参画センター

(仮称) 滋賀マザーズジョブステーション

すべてに
保育付

企業への働きかけ
◆ワーク・ライフ・
バランスの促進
◆男女雇用機会
均等の推進

就職活動中・職業訓練中の一時保育の実施

総合マネージャー(統括・管理)

◆マザーズ就労支援相談◆

就労相談

就労に関するカウンセリング、
個別支援計画の作成、再チャ
レンジ研修・訓練等の紹介

両立支援相談

仕事と子育ての両立支援に
関するアドバイス、保育情報
の収集・提供

・仕事をしたいがどうしたら
よいかわからない
・子育てと仕事を両立したい。

自立に向け
て就職したい
(母子家庭)

母子家庭等就業
・自立支援センター

就業・生活相談、職業訓練
紹介、同行支援

総合受付業務

就労に向けて相談したい・情報がほしい

女性の就職・チャレンジ希望者

求人情報が
知りたい

ハローワーク

求人情報提供・職業紹介等

起業したい
コミュニティビジネスを
はじめたい

女性のチャレンジ
支援事業

社会的起業に向けての講座の開催、チャ
レンジショップの実施、起業相談

起業・コミュニティビジネスへ

継続して働きたい

女性のキャリア
アップ支援

働く女性のキャリア支援研修会、ロール
モデルの育成、ネットワークづくり支援

継続就労

管理職
への道

企業(就職)

学習情報の提供、ほっとスペースの設置、
父親のための育児家事参画事業

男女共同参画センターによるサポート

求職中等の一時保育の実施

今回の特区提案に対する本県の考え方

I. 移譲を求める機能および内容

- 県が整備する「おうみ若者未来サポートセンター」および「滋賀マザーズジョブステーション」にハローワーク機能を設置・運営する権限
(具体的内容)
 - ・ 県が、必要な場所にハローワーク機能を設置し運営する権限
 - ・ ハローワーク職員が所属するハローワークの人事管理に縛られることなく、県が、勤務時間や職務内容が設定できる人事管理の権限
 - ・ 県が整備する両機関の全ての職員が職業紹介を行える権限 など
- 県が国の求人自己検索機を管理、運用できる権限
- 県が整備する両機関の全ての職員およびハローワークの職員が職業訓練指示を行える権限

II. 今後のスケジュール

平成 23 年 3 月 特区提案

? 特区承認

- 10 月～3 月
- ヤングジョブセンター滋賀に設置されている国のハローワーク（新卒応援ハローワーク）の全ての権限を県に移管し、県が設置、運営する若年者就労支援機関等と一体化した「おうみ若者未来サポートセンター」を設置し、職業紹介を含め、相談支援から就職までの一貫した支援体制を整備する。（ヤングジョブセンター滋賀等の移転）
 - 県下のハローワークに設置されているマザーズサロンやマザーズコーナーの機能を含めた県の運営によるハローワークと、県の女性に対する就労支援等の機能を一体化した「滋賀マザーズジョブステーション」を設置し、求人情報の提供や職業紹介を含め、女性に対する総合的な支援をワンストップで行う支援体制を整備する。

平成 24 年度以降 当面、若者および女性の就職支援に関するセンターで、ハローワーク権限の移譲による県としての総合的な支援事業を実施し、事業の検証を行う。

平成 26 年度 上記検証を踏まえ、全ハローワークの丸ごと移管により、県が、全県下において全ての求職者に対する生活から職業紹介までワンストップで支援できる支援体制の整備をめざす。

アクション・プランを実現するための提案

アクション・プランを実現するために、平成23年3月31日付け滋緊雇対第113号で提案したところであるが、提案内容の実現に向けて、次の点について追加提案する。

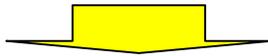
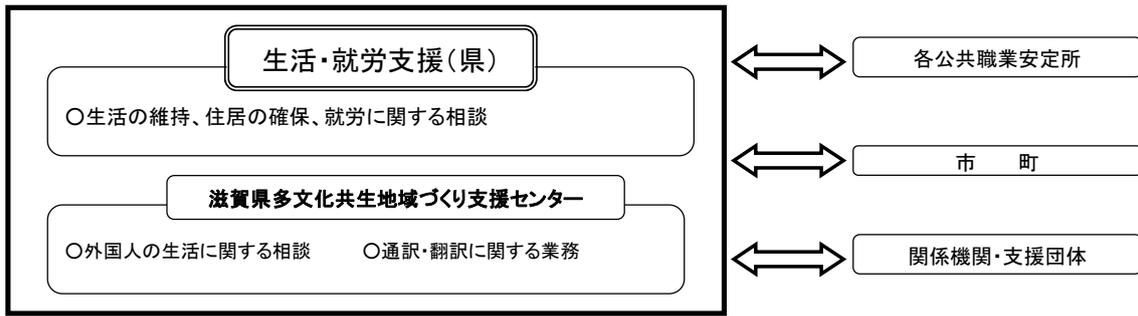
[提案の背景]

- 本県10月の有効求人倍率は0.58倍と全国平均を下回り、近畿で最低の水準となっており、雇用情勢は依然として厳しく、未だ、外国人を含む多くの失業者が就職と併せて、生活支援を求めている状況にある。
- 緊急雇用創出事業(基金)の生活・就労相談支援事業による求職者総合支援センターは、平成23年度末に終了するため、平成24年4月からは、本県としては独自に生活支援を求める失業者を対象とした施設の創設を予定している。

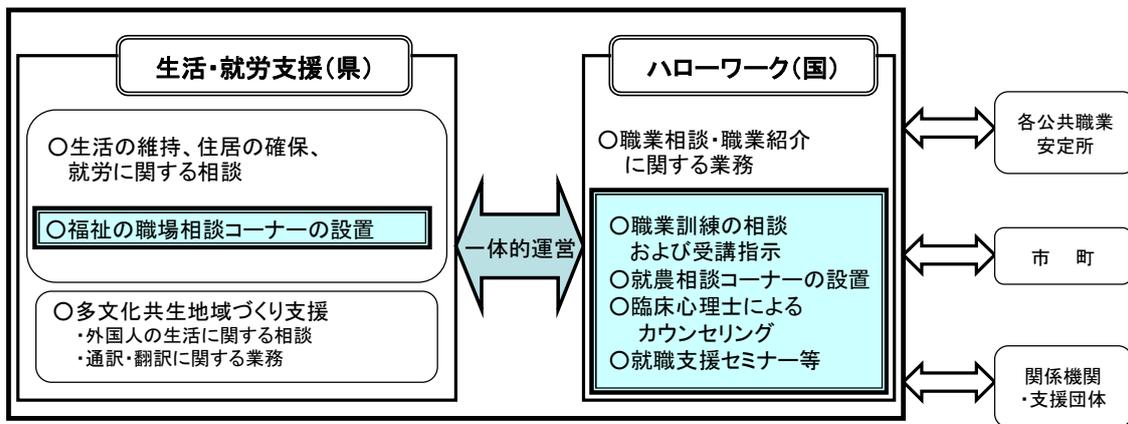
[追加提案の概要]

- 平成24年4月より県が設置予定の職業能力開発・公営住宅・福祉等に関する生活相談施設に、ハローワークの職業相談・職業紹介部門を併設し、中高年齢者・外国人等の生活面と就労面の支援を一体的に行うことにより、利用者の自立を促進する。
- また、職業訓練の相談および受講指示業務を付加し、さらに福祉の職場相談、就農相談等専門家による相談コーナーを設け、より求職者のニーズにきめ細やかに応えることのできる施設とするとともに、臨床心理士によるカウンセリングや就職支援セミナー等の開催等により支援内容の充実を図る。

【県単独で設置の場合】



【提 案】



- 運営面においては、利用者の視点にたった効率的・効果的な運営を図るため、県と滋賀労働局とが運営協議会を設置し基本的な運営方針について決定し個々の事業の実施にあたっては運営方針に基づき実務者レベルの協議会において協議の上執行を行う等の仕組みを構築する。

